

対象者理解の実践

I . 司法面接的手法

2022年度のぞみの園(基礎研修会・上級編)
知的障害のある犯罪行為者への支援を学ぶ研修会

脇中 洋

大谷大学社会学部



「対象者理解の実践」のねらいと内容構成

- 基礎研修・上級編「対象者理解の実践」では、軽度知的障害や発達障害をもつ利用者に対する以下の実践的スキルの修得を目指します。

1. 事実関係を明らかにするための司法面接的手法
2. 怒りを抱えるなど理性を失い始めた利用者への対応
3. 支援者自らの特性に気づいて、利用者との関係構築に活かす

- 「Ⅰ. 司法面接的手法」では、トラブル等の発生時に事実関係を明らかにするため、適切な聞き取りができるようになることを目指します。
- 「Ⅱ. (1) 司法面接的手法の課題 (2) 怒りを抱えた人への対応」では、司法面接的手法の限界を知ること、そして利用者が理性を失い始めた際に適切な対応が取れるようになることを目指します。
- 「Ⅲ. 自分への気づきを得る」では、支援者自らの特性に対して気づきを得て、支援に活かすことができることを目指します。



心理面接と言えば...

- 心理面接と言えば思い浮かぶのは、カウンセリング技法のひとつである共感的受容を旨とした傾聴かもしれません。
- たしかにクライアントや利用者の主張を頭ごなしに否定せず、真摯に耳を傾けて受け止めることは大切なことです。
- 一方で、様々な対人トラブルの訴えを前に、どんな出来事があったのか混乱させられることがあります。
- こんな時に役に立つのが司法面接的手法ですが、まずは共感的受容を旨とした傾聴の説明を先にしてから、司法面接的手法の紹介をします。



2つの心理面接法

—事実関係の確認は、共感と異なる—

	司法面接 forensic interview	心理相談面接 psychological counseling
目的	事実関係の確認	心理療法(癒し) あるいは情報提供
方法	体験記憶の喚起	傾聴(共感的受容)
作話や誘導の可能性	きわめて低い	作話可能性あり
本心が語られる可能性	目的としていない	一見高いが、演技的・ 他者操作的である危険性がある。



心理相談面接の特徴

—共感的受容を旨とする傾聴—

- 非評価的(受容的)「そうなんだ」
- うなづきとあいづち「うん、うん」
- 再陳述化(オウム返しではない、適切な言いかえも)
- 感情に焦点化(共感、気持ちを汲み取る)
「つらかったんでしょね」(感情の明確化)
- 効果的な質問
「ひょっとして、こうなんじゃないかな」

...利用者が支援者に受容されることによって、自らの感情に直面し、受け止め、癒され、整理し、次のステップに至る。

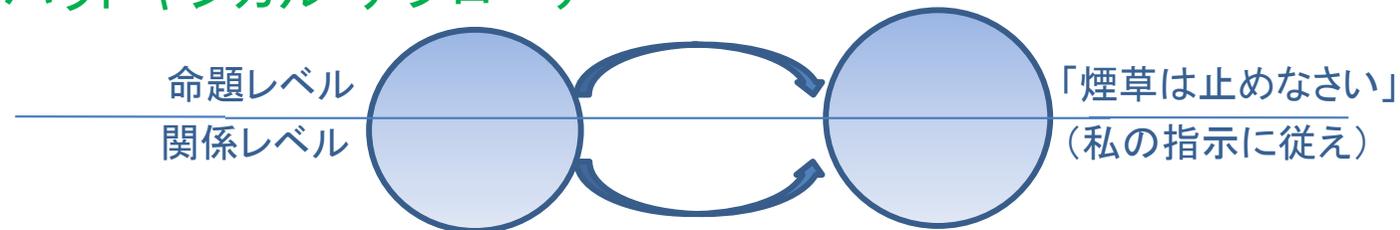
情報提供に見えて、実は感情が込められている場合に注意。



共感的受容を旨とする傾聴

- **聞き方**が話し手に影響する。
- 非言語的コミュニケーションに注意
姿勢、表情、視線、態度、筋緊張
×「腕組みしながら聴く」
- **命題レベル**と**関係レベル**に整理する。
一見すると言いがかり(寂しいから相手してほしい)

パラドキシカル・アプローチ



共感的受容が不要な場合もある。

①相手が情報を求めている場合

「駅にはどうやって行ったらいいの?」→×「歩いて?大変ね」

②相手が理性を失っている場合

「いいケツしてるな、触らせろ」→×「そんなにいいですか?」

③相手と立場が異なりすぎて、理解できない場合

「余命3か月と言われたんです」→×「大変ですね」

→真摯な関心をもって、質問をする。



司法面接的手法とは

- なぜ司法面接的手法なのか
- 利用者間でトラブル発生！ →利用者同士の言い分が異なる
- 「またいつものあれね」と早とちりをすると、誤解や濡れ衣を着せるかもしれない→**信頼関係の崩壊**
- まずは早い段階で**事実関係を確認**するために行う。
- 深刻なトラブルかもしれないし、そうでないかもしれない。
- **共感的受容を旨とした傾聴**やその後の対応は、**事実関係を確認してから**です。
- 事実関係を確認する支援者と、相談に乗ったり今後のことを考えたりする支援者で、役割分担をしておくのも良いでしょう。



落ち着いて出来事を思い出してもらうには...

—記憶の認知心理学的基礎—

- 記憶は、「**記銘**→**保持**→**想起**」の3つの段階を経る。
- **記銘**...五感のいずれかを通じて情報がインプットされる。
「見た、聞いた、触った(触られた)、臭った、味がした、痛かった」等の一次的刺激知覚のほかに、「嫌な気がした」「嬉しかった」「驚いた」等の二次的感情のインプットも。
- **保持**...将来思い起こすいずれかの時点まで記憶に留める。
留められずに消失することは忘却ですが、留められても想起できない忘却も。
- **想起**...思い起こすこと。
- 想起には、「**再生**」と「**再認**」の2種類がある。
- 「何でしたか？」と問われて思い起こすことは「再生」、
- 「Aでしたか？」と問われて追認あるいは否定することは「再認」。
- 質問者からの**情報提供無し**の想起が**再生**、**情報提供付き**の問いによる想起は**再認**。



再生と再認、どちらが難しい？

- 「日本の首相は？」で思い起こすのは**再生**、「日本の首相は岸田文雄ですか？」と言われて肯定するのは**再認**です。
- 経験上お分かりの通り、**認知的負荷が高いのは、再生**です。
- 「言われたらそうだと分かるけれど、自分からは思い起こせない」というのは、**再認できてても再生できない状態**です。
- 試験問題は、**選択式が再認、記述式が再生**ということになります。
- 「犯人はどんな風貌でしたか？」と再生を求めるよりも、「犯人は40歳くらいの労務者風でしたか？」と再認を求める方が、想起の負担は軽いということになります。実際に子どもや知的障害者に対して証言を求める際に、なかなか思い出せないからと言って、再認を求めがちです。
- **しかし！** このことが供述や証言を得る際に、最も危険なのです。



事実関係を明らかにする司法面接法

- 誤った記憶を引き出さないためには、どのような注意が必要なのでしょうか。
- まずは無理矢理思い起こそうとしないこと。無理にでも思い出させようとする、別の体験が紛れ込んだり、たやすく誘導されてしまったりします。
- そして圧力をかけて暗示や迎合をもたらしさないように。
- 問いの形式としては、再認を求めるクローズド・クエスチョン(CQ)ではなく、再生を求めるオープン・クエスチョン(OQ)の方が断然望ましい。
- CQ=はい、いいえで答える質問形式。OQ=自発的に答える質問形式。
- (CQ例:昨日カレー食べたの? OQ例:昨日何食べたの?)
- 記憶に自信がない人(子ども、知的障害者等)に、再認質問をすると、容易に誘導されてしまいますから再認質問は危険です。
- こうした誘導を極力回避して、事実関係を聞き取る方法として開発されたのが、司法面接法や認知面接法です。



司法面接的手法のエッセンス

- 共感的受容を旨とし、相手の感情に焦点化する心理カウンセリングに対して、司法面接法は体験記憶の想起を促して、事実関係を明らかにしていくことを目的としています。
- 司法面接法は、誘導を極力排します。
- 最初の質問は「**何があったのか、最初から最後まで全部教えて**」です。自発的に語らせる究極のオープン・クエスチョン(OQ)です。
- 何か応答があると、私たちはすぐに質問攻めにしてしましますが、そこをぐっとこらえて返す言葉は「**それから?**」「**それで?**」です(時系列に沿った問いかけ)。
- クローズド・クエスチョン(CQ)は、最後に「さっき〇〇と言っていたけれど、〇〇ということ間違いのないよね」のように確認をするためにのみ用います。



事実確認の手順の流れ

	※最初の段階ほどオープンクエスチョンOQ、最後の段階ほどクローズドクエスチョンCQとなる。
1. 手がかり質問	「〇〇について全て/詳しく話して下さい」
2. 時間の分割	「□から△までの間について話して下さい」
3. 後続質問	「 <u>それから</u> 何がありましたか」
4. 反応/繰り返し	「うんうん」/「【相手が言った言葉の繰り返し】」
5. WH質問	「いつ」「どこ」「誰」「何」「どんな」
6. 選択式質問	「〇〇ですか?」「AですかBですか?」
7. 付加疑問文	「〇〇ですよ?」

https://forensic-interviews.jp/_obj/_modrewrite/doc/fi-20200618_276_3.pdf

<http://www.nichdprotocol.com/guidelinesjapanese.pdf>



たとえば、こんな感じ...

- 先週の金曜日に事業所を出てから、家に着くまでのことを最初から最後まで全部話してほしいんだけど
「え、コンビニに寄ってチューハイ買った」
- それから？
「Aさんに会って一緒に帰った」
- それから？
「公園に行った」
- それから？
「家に帰った」
- (ここで時間を分割して問い直す) Aさんに会って、一緒に公園に行ってから、別れるまでの間のことについて、最初から最後まで全部話してくれる？
「チューハイ買ったから、一緒に公園に行かないって言った」
- それから？
「いいよって言ったから、公園のベンチでチューハイ飲んだ」
- そしたら？
「Aさんテレビ見たいからって、先に帰った」
- ふーん、そうなんだ。



好ましくない例

- 先週の金曜日に、事業所を出てから家に着くまでのことを最初から最後まで全部話してくれる？
「え、コンビニに寄って、チューハイ買った」
- 途中で誰かに会わなかった？(つい質問)
「Aさんに会った」
- Aさんに声かけたんじゃないの？(思い込みに基づくCQ質問)
「Aさん一緒に公園に行ってもいいって」
- 一緒に公園に行って、何かしたんじゃないの？(思い込みに基づくCQ質問)
「何もしていない」
- また公園のトイレに連れ込んで抱きついたりしたんじゃないの？(思い込みに基づく決めつけ)
「ベンチでチューハイ飲んだだけ」
- ベンチで手をつないだりしたでしょう？(やっぱりCQ)
「ううん」
- 他にも何か言ったでしょう？おうちにおいでとか言ったんじゃないの？(仮定に基づくCQ)
「ううん、もう帰るって」
- どこか触ったからじゃないの？(決めつけによるCQ)
「...」
- やっぱりそうなのね。どこ触ったの？
(モジモジ)
- そこを触ったのね。Aさんにも詳しく聞かなきゃ。



当たり前なことだけど、それが難しいわけ

- これまで利用者への聴き取りから事件化した(ものの、事実ではなかった)事案でしばしば見受けられるのは、**いきなりのクローズド・クエスション**です。
- 「あんたがやったんでしょ!」「何かやらしいことされたんじゃないの?」等は典型的なCQですね。
- 背景には、心配のあまりとか、不安で仕方なくて、その思いを子どもにぶつけてしまったということもあるでしょう。
- あるいは、要領を得ない子どもの言い分を待っていられなくて、「要するにこういうことじゃないの?」と良かれと思って、大人の思いをぶつけることも多いかと思えます。
- しかしその結果として、実際には無かった出来事が作り出されてしまうのです。
- 「**利用者の言うことはコロコロ変わって信用できない**」などと言われることがあります。多くの場合は支援者の質問の仕方の方が望ましくないのです。
- ではどうすればよいのか。支援者は**頭の中に物語を思い描くことを禁欲してください**。
- 頭の中をできるだけ白紙にして、淡々と「何があったの?」「それから?」と聞き取っていくことが求められるのです。
- 事件を頭に思い描いて、**犯罪の構成要件を満たそうとする取調官は、司法面接を行う立場としては不適格と言わざるを得ません**。



影響を受けやすい人への面接

for the person with vulnerability

- 特に、子どもや知的障害者など影響を受けやすい人（バルナラブルな人）に対する注意事項は以下の点です。
 - ①十分にラポールを形成する（緊張して言いなりにになりやすい）
 - ②推測と体験記憶を区別する（想像で語らせずに実際に経験したことのみを語ってもらう）
 - ③複雑な構文を避ける（難解な用語、二重否定や仮定法、複文等は避ける）
 - ④同じ質問を反復しない（前の回答が間違っていたのではないかと捉えて回答を替えてしまいがち）
 - ⑤迎合性を助長させない（威圧的な態度を取らず、質問者は正解は分からないのだという態度を強調する）
 - ⑥閉じられた質問CQは確認段階まで避ける（「こうなのでしょう？」は誘導につながる）



発達障害者等への聞き取りでの具体的注意

- 特にコミュニケーションが苦手な発達障害者等に対して失敗しがちなのは、次の通りです。
 - ① 難解な用語を言い換えきれない。(刑事手続きには理解困難な用語がたくさんあります。「犯罪事実」「資力証明」など)
 - ② 理解の確認ができていない。
 - ×「分かりましたか」→「はい」(肯定しても、しばしば分かっていないことがあります)
 - 「...について説明してください」(この発言内容から判断します)
 - ③ 面接者が待ちきれずに要約して、確認を求めることによって**誘導**され、**体験想起**に至らない。(そもそも供述調書の読み聞けがそうなのですが...)
 - ④ 特に意図、動機、理由については答えにくい。
(目に見えない心の中の表現ですから...)
- 下の「疑問詞」は右に行くほど難解
- 何(2歳)<誰(2歳半)<いつ・どこ(3歳)<どんな風に(4歳)<どうして・なぜ(5歳)
 - ×「なぜ、どうして、そんなことしたの？」
 - (「犯行動機は構成要件の一つだから」という以前に、つい、言ってしまいますよね)
 - * いずれにしても、無理に引き出さないこと。ドールの使用にも注意。



司法面接的手法の可能性と限界

- 司法面接法は、事実関係について淡々と聞き取るものです。
- ベテランの支援者に司法面接のワークショップを行うと、「つらかったね」等の共感的受容をしばしば行います。それ自体は素晴らしいのですが、共感的受容の結果、利用者が泣き出してそれ以上話が聞けない...といったことが起こりがちです。
- その意味では日常的に関係の深い人物よりは、一度だけ会う人物の方があまり気持ちを汲み取ることなく冷静に聴きやすいかもしれません。
- ただし日常的に関係を持っている人物こそが、何か起こった際に最初に尋ねる立場になりやすいでしょう。
- 施設職員や教員は、司法面接法の考え方を知っておいて、連携しながら役割分担できるのが理想的です。



- いずれにしても司法面接的手法は、**被害者**に対しても、その場にいた**目撃証人**に対しても、**加害者**に対しても有効です。
- しかし、すでに様々な人から質問を受けていて、いったん「汚染された」あるいは「刷り込まれた」供述に対して、**汚染を除去するすべを持っていません**。このため、できるだけ早い段階で司法面接を受ける方が良いのです。
- これまで何か事が起きると、家族による問い詰め、支援者による質問、警察による聞き取り、児童相談所での聞き取り、検察官による取調べ、法廷での尋問...と、嫌というほどの質問を受けてしまい、実際の体験が分からなくなってしまうたり、セカンドレイプなど被害体験を反復したり、PTSDを発症するなどの弊害がありました。
- そういう点から考えると、司法面接的手法は回数を極力減らして、十分に話す機会を設けて、それらを録画して共有化したり証拠化したりすることが理想的です（協同面接、代表者聴取）。



解離性障害や一部のパーソナリティ障害に対して…

「あの利用者の言うことはコロコロ変わって信用できない」というが、より前に、質問の仕方が良くないと、スライ16枚目で述べましたが、実際に利用者の方から明らかに「虚言」「作話」を述べたり、言い分が変化したりすることもあり、次の2通りの可能性がある。

(1) 解離性障害

- 児童虐待のうち特に性的虐待の被害児が、突然表情を変えて暴言的を吐き始めたり（解離性人格障害）、過去の経験について部分的にあるいはまったく記憶になかったり（解離性健忘）することによって、体験記憶の想起が困難になっている。
- 精神科医による診断によって症状特性を把握する必要。
- 症状を引き起こしたトラウマティックな体験が、当該事件によるものとは限らないことに注意。

(2) 一部のパーソナリティ障害

- 境界性パーソナリティ障害、演技性パーソナリティ障害など他者操作的な場合。
- 多面的な供述を記録に残して検討する。

いずれにしても司法面接を行って体験記憶を引き出せるわけではな
いが、症状特性として多様な供述を記録に残し、体験性を吟味する
意味はある。くわしくは「II (1) 司法面接的手法の課題」へ。



文献

- 仲真紀子（2016）「子どもへの司法面接 考え方・進め方とトレーニング」有斐閣
- 英国内務省・保健省（2007）：仲真紀子・田中周子（訳）子どもへの司法面接：ビデオ録画面接ガイドライン．東京，誠信書房
- アルドリッジ、ウッド(仲編訳2004) 「子どもの面接法—司法手続きにおける子どものケア・ガイド」法と心理学会叢書

